

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 6 月 8 日

水 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 6 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第38号

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則

富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 避難所及び応急仮設住宅の供与の項の 2 の(2)中「 2, 621, 000円」を「 2, 660, 000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項の 1 の(3)中「 1, 080円」を「 1, 110円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項の 3 の(1)中「18, 300円」を「18, 400円」に、「23, 500円」を「23, 700円」に、「34, 600円」を「34, 900円」に、「41, 500円」を「41, 800円」に、「52, 600円」を「53, 000円」に、「 7, 700円」を「 7, 800円」に、「30, 200円」を「30, 400円」に、「39, 200円」を「39, 500円」に、「54, 600円」を「55, 000円」に、「63, 800円」を「64, 300円」に、「80, 300円」を「80, 900円」に、「11, 000円」を「11, 100円」に改め、同項の 3 の(2)中「 8, 000円」を「 8, 100円」に、「12, 000円」を「12, 100円」に、「14, 600円」を「14, 700円」に、「18, 500円」を「18, 600円」に、「 9, 700円」を「 9, 800円」に、「12, 600円」を「12, 700円」に、「17, 900円」を「18, 000円」に、「21, 200円」を「21, 400円」に、「26, 800円」を

「27,000円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項の2中「567,000円」を「576,000円」に改め、同表学用品の給与の項の1中「小学校児童（」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校生徒（」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加え、同項の3の(2)中「4,200円」を「4,300円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「4,900円」を「5,000円」に改め、同表埋葬の項の3中「208,700円」を「210,400円」に、「167,000円」を「168,300円」に改め、同表障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去の項の2中「134,300円」を「134,800円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(厚生企画課)